○国土交通省告示第九百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 127 R 03／03E＊0016＊00	R127　歩行者頭部保護及び歩行者脚部保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240R－GGTPKE、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 135 R 02／03＊0014＊00	R135　ポールとの側面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 137 R 02／04＊0014＊00	R137　フルラップ前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 139 R 00／02＊0016＊00	R139　ブレーキアシストシステム　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 140 R 00／06＊0016＊00	R140　横滑り防止装置　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 142 R 01／01＊0016＊00	R142　空気入ゴムタイヤ　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 145 R 00／03＊0015＊00	R145　年少者用補助乗車装置取付具　トヨタ　J24	トヨタ　TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTHKF、TRJ240L－GGTPK、TRJ240L－GGTPKF、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTHKT、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240R－GGTPKT、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和七年十月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

令和八年七月二十一日　国土交通大臣　金子　恭之